



警察庁丙備発第 23 号  
蔵理第 803 号

平成 8 年 3 月 6 日

覚 書

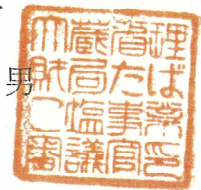
警察庁長官官房審議官

玉 造 敏 夫



大蔵省理財局たばこ塩事業審議官

宝 賀 寿 男



塩事業法案を国会に提出するに当たり、警察庁と大蔵省は、次のことを確認する。

記

大蔵省は、塩事業法案第 31 条に規定する緊急時の措置を講じるに当たっては、当該措置に関し、警察庁が公共の安全と秩序の維持の観点から必要とする事項を、あらかじめ警察庁に通報するとともに、当該措置を講じるに当たり、警察庁が公共の安全と秩序の維持の観点から協力を求めた場合は、これに誠実に対応する。